

## 北陸新幹線騒音防止等調停申請事件

(平成3年(調)第8号・平成4年(調)第1号事件)

### (1) 事件の概要

本事件は、平成3年6月13日、長野県及び群馬県の住民6人から、日本鉄道建設公団を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があったものである(平成3年(調)第8号事件)。

申請の内容は、高崎～長野間の北陸新幹線の建設工事に関し、軽井沢～長野間については、同新幹線が建設されれば高速で走行する車両により騒音・振動被害が生じるおそれがあるとして工事計画の変更を求め、また、高崎～軽井沢間については、トンネル工事に使用する地盤凝固剤により水質汚濁被害が生じるおそれがあるとして当該工事の中止を求めるといものである。

なお、平成4年5月27日、同一の原因による被害を主張する長野県の住民5人から参加の申立てがあり(平成4年(調)第1号事件)、調停委員会は、同年6月17日、この参加を許可している。

本事件は、いわゆる広域処理事件(公害紛争処理法第24条第1項第2号、同法施行令第2条第2号)として公害等調整委員会が管轄を有する事件であり、その解決に当たっては、被害地域を全体的に把握し、広域的な見地から処理することが求められている。また、本事件は、新幹線という極めて公共性が高く、大規模な国家事業に関し、その施設の建設の段階において、将来にわたる環境保全が問題とされた点に大きな特徴がある。

### (2) 事件処理の経過

公害等調整委員会は、本件調停申請を受け付けた後、直ちに本事件の調停委員会を設けた。申請から手続終了までの約2年半の間に、調停委員会は、合計13回の調停期日を開催したほか、各当事者から意見及び事情の聴取、現地調査等を実施し、さらに、鉄道騒音に関する学識経験者からのヒアリング、参考文献・資料の収集を行うなど、鋭意調停手続を進めてきた(調停手続の概要については表1-2-13参照)。

この調停手続の中で、調停委員会は、それまでの手続の成果を踏まえて検討を重ねた結果、本事件については、全国新幹線鉄道整備法に基づく北陸新幹線の工事実施計画を前提としつつ、将来にわたり環境保全のため適切な施策がとられるべきであるとの基本的な立場に立ち、鉄道施設の建設の段階から、本件新幹線と周辺地域の生活環境との調和を図るという理念の下に、建設主体である被申請人を始め周辺住民を含むすべての関係者が協力し、努力を傾注していくことが必要であると判断した。そして、本事件においては、そのような体制を確立するための基礎を築くことを目標として調停を進めることとしたものである。

このような観点から、さらに当事者間の調整に努めた結果、次のとおり長野県の住民2人と被申請人との間に調停が成立した。

#### ア 北陸新幹線軽井沢～長野間に係る調停について

調停委員会は、新幹線の環境保全において中心的な問題である新幹線鉄道騒音については、環境庁告示(昭和50年7月29日同庁告示第46号)により環境保全の目標が定められ、かつ、北陸新幹線が同告示において新設新幹線に該当することから、本調停においては、この目標の達成に向けて一層の努力を促すことが妥当と判断した。

そして、長野県軽井沢町及び御代田町における北陸新幹線の鉄道施設に関する騒音対策等14項目からなる調停案を作成し、平成5年11月22日の第11回調停期日において関係当事者に提示したところ、同年12月20日の第12回調停期日に、関係当事者(長野県の住民5人及び被申請人)のうち住民1人と被申請人はこれを受諾し、両者の間で調停が成立したものである(成立した調停条項は別記1のとおり)。

その他の住民4人は調停案を受け入れなかったが、調停委員会は、本事件の社会的重要性にかんがみ、公害紛争処理法第34条第1項の規定に基づき、同人らにつき、同期日において、30日の期間を指定して調停案の受諾勧告を行い、あわせて、同法第34条の2の規定に基づき、理由を付して調停案を公表した(公表した調停案及び理由は別記2のとおり)。

この調停案の受諾勧告に対し、住民1人からは指定期間内に受諾しない旨の申出がなかったため、同法第34条第3項の規定により、同人と被申請人との間で調停が成立したものとみなされた。しかし、その他の住民3人からは指定期間内に受諾しない旨の申出

があったため、同法第36条第2項の規定により、同人らと被申請人との間の調停は打ち切られたものとみなされた。

#### イ 北陸新幹線高崎～軽井沢間に係る調停について

調停委員会は、群馬県松井田町における北陸新幹線のトンネル・橋<sup>りょう</sup>梁の建設工事が、上水道の取水源となっている河川の上流部で行われていることから、周辺住民の生活環境を保全するためには、当該河川の水質を維持することを目標として、工事排水等に関し、適切な措置を講ずる必要があると判断した。

そして、前記工事に関する水質汚濁防止対策等10項目からなる調停案を作成し、平成6年1月14日の第13回調停期日において関係当事者(群馬県の住民1人及び被申請人)にこれを提示した。

これに対し、被申請人は受諾の意向を示したものの、住民側は調停案を受け入れなかった。しかし、調停委員会は、本事件の社会的重要性にかんがみ、公害紛争処理法第34条第1項の規定に基づき、同期日において、30日の期間を指定して調停案の受諾勧告を行い、あわせて、同法第34条の2の規定に基づき、理由を付して調停案を公表した(公表した調停案及び理由は別記3のとおり)。

この調停案の受諾勧告に対し、被申請人からは調停案を受諾する旨の申出があったが、指定期間内に住民側から受諾しない旨の申出があり、この結果、同法第36条第2項の規定により、同人と被申請人との間の調停は打ち切られたものとみなされた。

ウ 以上により、本事件調停手続は終了した。

しかし、本件で成立した調停条項は、北陸新幹線に関する適切な環境保全の実現のための基礎となるものであって、今後、新幹線建設の進行に伴い、さらに具体的な対策が検討、実施されるべきものである。

そこで、調停委員会としては、北陸新幹線の環境保全に関する今後の動向を注視するとともに、成立した調停条項の実施状況を的確に把握し、必要に応じ関係者間の調整を図るなど、調停条項の実現に向け可能な限りの努力を払うこととしている。

## 別記1

### 調 停 条 項

#### 1 本調停条項の目的

本調停条項は、長野県北佐久郡軽井沢町及び同郡御代田町における北陸新幹線（以下「本件新幹線」という。）による〇〇〇〔編注：長野県

の住民1人。以下同じ。)ら周辺住民の生活環境への負荷をできる限り少なくし、かつ、本件新幹線が高速幹線鉄道としての効用を発揮し、その使命を達成しつつ周辺住民の良好な生活環境との調和を保つようにすることを目的とする。

## 2 環境保全の主目標

被申請人は、本件新幹線に係る鉄道騒音に関し、〇〇〇ら周辺住民の生活環境を保全するため、本件新幹線の建設に当たっては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」(昭和50年7月29日環境庁告示第46号。以下「告示」という。)に示された環境基準(以下「環境基準」という。)が告示に従って達成されるようにすることを主な目標とする。

## 3 環境保全目標の達成のための施策

- (1) 当事者双方は、前項の目標が達成されるためには、鉄道施設及び車両に係る施策を内容とする「音源対策」が最も基本的な施策であることを確認する。
- (2) 被申請人は、本件新幹線において、音源対策を基本的な施策として実施し、併せて本件新幹線沿線の地域の実情に即した土地利用施策を講ずるよう関係地方公共団体に要請するとともに、障害防止対策を含む総合的な施策が計画的に実施されることで、告示に係る環境基準の達成等の環境保全目標が達成されるよう努める。

## 4 〇〇〇の協力

〇〇〇は、被申請人及び東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)等の関係機関がこれまで新幹線鉄道騒音等の軽減のために技術開発及びその導入に努めてきたことを評価し、被申請人が本件新

幹線について実施する施策の実現に協力するものとする。

## 5 鉄道施設に係る音源対策

被申請人は、鉄道施設に係る音源対策として、これまでの新幹線建設の実績及び技術開発の成果を踏まえ、本件新幹線の鉄道施設について、以下のような「北陸新幹線環境影響評価報告書（長野県）（昭和60年12月）」（以下「環境アセスメント」という。）で考慮した措置及びそれ以外の現時点において考慮できる措置を実施する。

その際には、本件新幹線の建設計画路線の沿線の地形・地質等の自然条件、住宅の存在状況その他の土地利用の状況等を勘案して、できる限り騒音軽減の実効が得られるような方式を採用するものとする。

### ① 構造物

ア 橋梁又は高架橋においては、無道床鉄桁は採用しない。

イ 明り区間においては、原則として防音壁（切取り部分については擁壁を含む。）により、レール面から2メートル以上遮蔽される構造とする。

ウ 上記の防音壁は、直型防音壁を標準とし、必要に応じ逆L型防音壁又は吸音材を設置する。

### ② 軌道

ア バラスト軌道を採用する場合は、必要に応じバラストマットを設置する。

イ スラブ軌道を採用する場合は、必要に応じ防振スラブ軌道を採用する。

### ③ 電気設備

吊架方式として、騒音軽減に配慮し改良された架線を採用する。

## 6 トンネル空気圧音に対する対策

被申請人は、本件新幹線の借宿、第1追分、第2追分及び草越の各トンネルについては、必要な箇所にトンネル空気圧音の発生を防止するため緩衝工を設置する。

## 7 鉄道施設対策に関する将来の技術開発の成果の導入

被申請人は、鉄道施設に係る音源対策について、今後とも積極的に技術開発を推進し、成果の得られたものは速やかに本件新幹線の建設に導入するよう努める。

## 8 JR東日本に対する車両対策等の要請

被申請人は、告示に係る環境保全目標が達成されるよう、営業の主体であるJR東日本に対して、以下の事項を要請するものとする。

- ① 本件新幹線に導入する車両は、環境アセスメントで考慮された車両の走行音の低減のための技術及びそれ以外の現時点において考慮できる技術を取り入れ、かつ、今後の技術開発により可能となる技術をも積極的に取り入れた車両とするよう努めること。
- ② レール削正によるレール表面の平滑化の維持等、鉄道施設の管理を適正に行うよう努めること。
- ③ 今後とも騒音対策に関する技術開発に努め、実用化された技術の導入を積極的に図るよう努めること。

## 9 車両に関する今後の技術開発の要請

被申請人は、車両の走行音の軽減のための車両に係る当面の技術的課題が次のとおりであることを認識し、関係方面に対しこれらを含めた一層の技術開発を要請していくものとする。

- ① 車両の先頭形状の改良
- ② 車両表面の平滑化
- ③ 車両の突起物への対策

## 10 関係地方公共団体に対する土地利用施策の要請

被申請人は、関係地方公共団体に対し、本件新幹線計画と整合した公共施設（道路、公園、緑地等）の配置等の総合的な土地利用施策を積極的に講じ、生活環境の保全が図られるよう協力を要請する。

## 11 その他の環境保全

- (1) 被申請人は、本件新幹線の建設工事の実施に当たっては、周辺地域について、上記に関するもののほか、その他の生活環境の保全上の支障が生じないように努める。
- (2) 被申請人は、本件新幹線の建設工事の実施に当たっては、地形の改変や樹木の伐採が極力少なくなるよう配慮し、周辺地域の自然環境の保全に努める。
- (3) 被申請人は、本件新幹線の建設工事の実施に当たっては、本件新幹線の鉄道施設が可能な限り周辺地域の景観と調和するよう努める。

## 12 環境基準の達成状況の調査

被申請人は、本件新幹線について、開業時における環境基準の達成状況を把握するため、長野県、JR東日本等関係機関の協力を得て、騒音測定等の調査を実施するものとする。

## 13 環境基準未達成区域に対する対策

環境基準の達成状況の調査の結果、本件新幹線において、開業時に環境基準未達成の区域がある場合には、被申請人は、必要に応じて関係地



方公共団体と協議の上、3(2)の施策に従い、所要の対策を講ずるよう努める。

#### 14 JR東日本に対する要請

被申請人は、JR東日本に対し、環境保全のための体制を確立すること及び関係地方公共団体や地元との窓口を明確にすること等の要請を行うものとする。

#### 別記2

#### 調 停 案

公調委平成3年(調)第8号・平成4年(調)第1号北陸新幹線騒音防止等調停申請事件の長野県側の申請事項について、当事者双方は、次の調停条項を受諾し、紛争を円満に解決されたい。

平成5年12月20日

公害等調整委員会調停委員会

調 停 委 員 長	海老原 義 彦
調 停 委 員	南 博 方
調 停 委 員	小 谷 宏 三

#### 調 停 条 項

—省略(別記2と同一内容)—

## 理 由

- 1 当調停委員会は、本件事案が公共の利益に深くかかわっており、かつ、その紛争を適切に解決することが社会的に大きな意義を持つことにかんがみ、各種の手続を尽くした上、本調停条項を作成した。
- 2 新幹線の環境保全の中心的な問題は、新幹線鉄道騒音の問題であるが、これについては、環境庁告示（昭和50年7月29日同庁告示第46号）により、環境基準等の環境保全の目標が定められ、その目標の達成に向け努力が重ねられてきた。北陸新幹線は、同告示において新設新幹線に該当する新幹線であり、新幹線と周辺地域の生活環境との調和を図るべく、関係者において環境保全のため一層の努力を傾けることが期待されているところである。
- 3 本調停条項は、このような認識の下に、本調停の対象である長野県軽井沢町及び御代田町における北陸新幹線の環境保全について、周辺生活環境への負荷をできる限り少なくし、かつ、新幹線の使命を達成しつつ良好な生活環境との調和を保つとの基本的な理念の下に、環境保全の主目標を確認し、被申請人である日本鉄道建設公団が、建設の過程で、自らが行う各種対策の充実を図るとともに、併せて関係機関に協力を求め、これらの対策が総合的かつ計画的に実施されるようにすることにより、適切な環境保全を図ろうとするものである。
- 4 当調停委員会は、当事者双方が本調停案を受諾され、これを基礎として、すべての関係者の協力の下に、本件の北陸新幹線において、有効、

適切な環境保全の対策がとられ、本件新幹線と周辺地域の生活環境との調和が図られることを強く期待するものである。

### 別記3

#### 調 停 案

公調委平成3年(調)第8号・平成4年(調)第1号北陸新幹線騒音防止等調停申請事件の群馬県側の申請事項について、当事者双方は、次の調停条項を受諾し、紛争を円満に解決されたい。

平成6年1月14日

公害等調整委員会調停委員会

調 停 委 員 長	海老原 義 彦
調 停 委 員	南 博 方
調 停 委 員	小 谷 宏 三

#### 調 停 条 項

##### 1 本調停条項の目的

本調停条項は、被申請人により、群馬県碓氷郡松井田町内の霧積川上流において行われている北陸新幹線碓氷峠トンネル東工区、一ノ瀬トンネル西工区(以下「本件トンネル」という。)及び霧積川橋梁(以下「本件橋梁」という。)建設に関する工事(以下「本件工事」という。)について、申請人を含む多くの地域住民に対し上水道の水源として良質な水を提供している霧積川の水質を適切に保全することを主な目的とする。

## 2 霧積川の水質保全についての基本的な考え方

被申請人は、本件工事に当たっては、本件工事箇所付近の霧積川（以下「本件水域」という。）の水質の現況と流水の利用目的とを十分に勘案し、本件水域の水質を維持することを目標として、本件トンネル・橋梁工事による排水・処理水について適切な排水処理等の水質保全対策を講ずるとともに、本件工事に伴う発生土の処理を行う土捨場（以下「本件土捨場」という。）からの表流水・浸透水による水質汚濁の適切な防止策を講ずるものとする。

## 3 申請人の協力

申請人は、これまで被申請人が講じてきた排水処理等の対策を評価し、今後被申請人が行う本件水域の水質保全のための各種施策の実現に協力する。

## 4 本件トンネル・橋梁工事による排水の処理

- (1) 被申請人は、2の考え方に基づき、今後とも本件トンネル・橋梁工事による排水について万全の処理を行うものとする。
- (2) 被申請人は、群馬県、松井田町、碓氷上水道企業団等の関係機関（以下「関係機関」という。）から求めがあった場合には、排水処理設備の内容等について必要な説明、資料の提供等を行うものとする。

## 5 本件トンネル・橋梁工事による排水の水質検査及び検査結果の提供

- (1) 被申請人は、2の考え方に基づき、今後とも本件トンネル・橋梁工事による排水及び処理水の水質検査を定期的を実施する。
- (2) 被申請人は、この検査について、関係機関から求めがあった場合には、その検査結果を提供するものとする。

## 6 本件トンネル工事終了後の措置

- (1) 被申請人は、本件トンネル工事完了時において、本件トンネルからの湧水について水質検査を実施した上で、関係機関との間で湧水の水質に問題のないことを確認するものとする。
- (2) 被申請人は、この確認がされた後、排水処理設備を撤去するものとする。

## 7 地盤凝固剤の扱い

被申請人は、本件トンネル・橋梁工事においては、地盤凝固剤を極力使用しないよう努める。ただし、地盤凝固剤を使用しようとする場合には、あらかじめ関係機関と協議するものとする。

## 8 本件土捨場についての水質保全対策等

被申請人は、本件土捨場については、今後とも本件水域の水質保全及び災害防止のため、土砂や濁水の流出防止、法面防護、植栽等の対策を十分講ずるものとする。

## 9 本件土捨場の営林署等に対する引渡しに当たっての措置

被申請人は、本件トンネルの完成後においては、本件土捨場について本件水域の水質等の環境が十分保全され、かつ、本件土捨場が防災上安全であることを関係機関との間で確認した上で、これを営林署等に引き渡すものとする。

## 10 本件土捨場に関する水質検査及び検査結果の提供等

- (1) 被申請人は、今後とも本件土捨場を営林署等に引き渡すまでの間は、本件土捨場から流出する水の水質検査を定期的実施する。

- (2) 被申請人は、この検査について、関係機関から求めがあった場合には、その検査結果を提供するものとする。
- (3) 被申請人は、その他本件土捨場の環境保全及び災害防止に関連して、関係機関から要請があった場合には、資料の提供等所要の調整に努めるものとする。

## 理 由

- 1 当調停委員会は、本件事案が公共の利益に深くかかわっており、かつ、その紛争を適切に解決することが社会的に大きな意義を持つことにかんがみ、手続を尽くした上、本調停条項を作成した。
- 2 北陸新幹線碓氷峠トンネル東工区、一ノ瀬トンネル西工区及び霧積橋梁の建設工事箇所は群馬県碓氷郡松井田町内の霧積川上流部に位置し、現在工事が進行中であるが、同河川が上水道の水源として、松井田町及び安中市の多くの住民に対し良質な水を提供してきていることに照らすと、これらの住民の生活環境を保全するためには、霧積川の現在の水質を維持することを目標として、本件工事に係る排水等に関し、適切な措置を講ずる必要がある。
- 3 当調停委員会は、このような認識の下に、霧積川の水質の現況、本件工事箇所付近の地形等の状況、本件工事の内容とその進捗状況、現在の排水処理及び水質検査等の環境保全対策の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、被申請人である日本鉄道建設公団が、今後とも、本件工事に係る排水について万全の処理を行い、土捨場についても十分な環境保全及び災害防止対策を講じ、併せて所要の水質検査を実施するとともに、

群馬県、松井田町、碓氷上水道企業団等の関係機関との間で連絡・調整を行っていくことにより、適切な環境保全の実現を図るのが妥当であると判断した。

- 4 当調停委員会は、本調停条項に従い、各関係機関の協調のもとに、今後とも有効適切な環境保全の対策がとられることを期待するものである。